

議会運営委員会

平成30年5月7日（月曜日）午後2時00分開会

出席委員（7名）

委員長	吉成伸一	副委員長	相馬剛
委員	森本彰伸	委員	佐藤一則
委員	大野恭男	委員	鈴木伸彦
委員	中村芳隆		

欠席委員（1名）

委員 齋藤寿一

オブザーバー（2名）

議長	君島一郎	副議長	山本はるひ
----	------	-----	-------

説明のための出席者

市長	君島寛	副市長	片桐計幸
総務部長	山田隆	総務課長	田代宰士
総務課長補佐	鈴木正宏	行政係長	佐藤吉将

出席議会事務局職員

事務局長	石塚昌章	議事課長	小平裕二
議事調査係長	関根達弥	主査室	井良文

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
 - (1)電子表決システムの運用について
 - (2)議会報告会実施要綱の一部改正について
 - (3)議会基本条例第11条に基づく計画について
 - (4)議会基本条例の検証について

- (5)その他
- 4. その他
- 5. 閉 会

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○石塚事務局長 皆さん、改めましてお疲れさまでございます。

ただいまから議会運営委員会を始めさせていただきますと思います。

本日の会議に、齋藤寿一委員のほうから欠席する旨の連絡がありましたので、お伝えをしておきたいと思います。

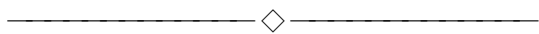


◎委員長挨拶

○石塚事務局長 では、初めに委員長の挨拶をよろしくをお願いします。

○吉成委員長 皆さん、こんにちは。

ゴールデンウィーク明けということで、実際にこの会議を皆さんにメール配信した際には、少し時間がなくて申しわけなかったなと思うんですが、きょうはいよいよ11条関係の検証の面に入っていますけれども、その際には執行部側から少し説明をさせてくれというようなお話がありましたので、冒頭に総務のほうに来ていただいて、その説明を受けた上で検証作業のほうに入りたいと思いますので、なるべく、これまでも何度もやってきていますから、以前から見れば作業自体は大分スムーズにできるようになってきたのかなと思いますので、きょうも皆さんのさまざまなご意見をいただきながら会議を前に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。



◎協議事項

○石塚事務局長 では、3の協議事項に入ります。

以下の進行については委員長のほうによろしくをお願いします。

○吉成委員長 はい。

それでは、(1)の電子表決システムの運用について。

これについては、これまで運用を試行の段階で今までやってきたわけです。実際にはこの6月議会から正式導入しようということ、以前そういったこの場で話をしていたわけですが、それについて改めてきょうは協議をしてみたいと思います。

それでは、資料がありますので資料に基づいて関根係長のほうからお願いします。

どうぞ。

○関根議事調査係長 資料のほうは1ページになってございます。

1番の検討状況につきましては、今吉成委員長からご説明がありましたとおりでございます。現状としまして、29年の5回、12月議会、それから3月定例会で試行してございます。ただし、ここで課題として毎回一、二名の押し漏れがあるというふうな課題があるのが現状でございます。

3番の導入のパターンですが、大きく3つ掲げてございます。

1つ目が、全面導入ということで、全ての表決をシステムで行う形。2番目が一部導入ということで議長が主導することによって必要と認めるとき、多少を認定しがたいとき、このときのみ電子表決システムを導入するもの。それから3番が併用方式ということで、これまで行った試行期間と同じやり方です。起立表決を継続しつつも、わかりやすさに配慮して電子表決システムをあわせて行う。この3つを導入するのをパターンとして考えてございます。

4番につきましては、会議規則の改正ということで、今3番で3つのパターン申し上げましたが、このうち1、2につきましては起立表決のところが電子採決システムに変わりますので、会議規則の変更が必要になってまいります。この場合は、技術的な問題というのは、条文の改正なんかもございまして、早くても9月議会以降の導入になるだろう、そんなふうにご考えてございます。

説明は以上です。

○吉成委員長 電子表決システムの運用についてということで、今説明をいただきました。

皆さんのほうからご意見をいただいて、実際にはこの3にありますように、導入パターンとしては3つが考えられる。1、2、3となっていると思うんです。それぞれ皆さんのご意見をまずお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

ちょっと気になるのは、やはりこの試行期間で押し漏れがあるというのが、全て完璧にいったというのがまだないという、ここが非常に不安な要素であることは実態かなと思います。いかがでしょうか。

これ、議長にちょっとお伺いしたいんですが、実際に議長のほうから見ていて不安要素ありますか。

○君島議長 毎回一、二名出ているという部分についてですが。一応事務局と打ち合わせをしまして、表決漏れでしたか。表決漏れはありませんかということで念を押してもう一度繰り返すようにはしているんですけれども、それでも大体最初にもう表決漏れがあった人は直らない、何度とっても直らないというのが現実なものですから。

○吉成委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それで、ちょっと表決があつて確かめたんですけれども、どういうことかなと思うんですけれども、ボタンをちゃんと押しているけれど

も反応をしないんだという、まだ機械の調子が悪いのかなみたいな言葉もちょっと聞いたんですけども、そんなことがある……、私の聞き違いなんでしょうか。

○吉成委員長 じゃ、それは事務局のほうで。室井さんかな。

○君島議長 いいですか。

ただ、皆さん各議員から言われているのは、押すのが早過ぎる人が入らないよという形。結局表決の電源が入らないうちにもうボタンを押して、自分は押しちゃったよという認識でいる人が表決漏れになっているということがある。機械のほうじゃなくて、もう自分でこれ賛成とか反対とかというのを電源が入らないうちに押しちゃって、もう自分は終わったというつもりでいる人が表決漏れになります。

○吉成委員長 いいですか、室井さんのほうから。

○室井主査 技術的なところでのちょっと説明なんですけれども、議長おっしゃっていただいたように、やっぱり先にシステム稼働する前に押す、要するにシステムを稼働すると皆さんのお手元の賛成、反対、棄権が点滅始めるんです。それで初めて押していただかないと反応しないということで、そして押すと必ず点滅が消えて点灯に変わりますので、そちらがやはりちょっと、あれ、機械の故障じゃないのかなと思われた議員の皆さん方におかれましては、多分そちらのシステムの内容がまだちょっと把握いただけなかったのかなというふうに思います。

○鈴木委員 これは皆さんの意見を私が言うのも僭越なんですけれども、あと議員の一人として、要するに前に座っていると後ろの人の賛成、反対がよくわからないので、その場でわかればいいなというところかというと、このディスプレイの表現の仕方、いろんな情報が入っているんですけれど

も、何番の誰は押していないとかとわかればいいんですが、今のディスプレイだと、小さいとかという意味じゃなくて画像自体がちょっとわかりにくいというのが1つと、あとこれはもうしようがないと思うんですけども、機械があれだけの大きさがありながら、押すところってほんのちょっとのスペースなんです。あれ取りかえるわけにはいかないんでしょうけれども、そういったことを除けば、今の機械の問題、なれとかというのは解決できて、最終的にはこちら方向に向いていくんだらうなというのはちょっと私の今の段階の意見ですが、そんなふうに感じていますけれども。

○吉成委員長 そのほか誰かいますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 この一番下にある注意事項で、押し間違えはもう訂正できないということになっていますけれども、機械自体がもう変更できないということでもよろしいんですか。

○吉成委員長 どうでしょう。

じゃ、室井さん。

○室井主査 この75条のこと……

○佐藤委員 いや、一番下の注意。

○室井主査 注意のほう、あ、すみません。

そうですね、確定した後。議長はその確定いたしますという前であれば訂正というかそれは可能なんですけれども、当然こちらの標準会議規則で全国そうなんです、表決の訂正、要は確定して、後というのは当然訂正ができないので、確定しますという宣言の前であれば、そちらはついている、ついていないとかがご自身で判断していただいて、訂正はできると思うんです、その確定の宣告がある前であれば。

○吉成委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、でもこれ電子表決じゃなくても、結局起立採決のときも1回立って意思表示

示したときは座れないということの意味なんですか、これ、会議規則第75条というのは。意思決定した後はいろんな形で人のあれを見て変えることはできないという考え方でこういうふうになっているんですか。

○吉成委員長 それは、議長が……

○石塚事務局長 要するに議長が立つ、座るでもボタン採決でも同じですけども、議長が例えば多数と認めますとかという宣言した後は、要するに座ったり立ったりは無理ですよということです。だから、議長が宣言するタイミングがどうかというのはやっぱりあるとは思いますが、その後の訂正は基本はできませんよという意味ですので、間違っただけで慌てて立つ、座るとするのは宣言の後では無理です。

○佐藤委員 はい、わかりました。

ちょっと確認なんですけれども、この電子表決システムにしても、例えば押すところが慌てて押しちゃって間違いに気づいたら、議長が確定する前だったら変更はきくということでもよろしいんですか。

○石塚事務局長 そういうことです。

○佐藤委員 わかりました。

1回押しちゃったらもう絶対だめだというあれだったらちょっと厳しいなと思ったものですから。

○吉成委員長 いいですか。

○佐藤委員 いいです。

○吉成委員長 じゃ、実際にこの6月定例会から本格的な導入をすとなつた場合には、先ほども説明していただいたとおり、(3)でなければ9月になってしまうでしょうと。会議規則の改正等も必要になってくるということなわけです。

それと、余り誘導する気はないんですが、やはり間違いが簡単そうでいまだにあるということが非常に不安ですね。それを考えた場合には、起

立採決が優先されるわけですから、現在の方法は、だから併用方式にしてこれを正式に導入と、本格導入という形にしたほうが無難であるかなという気はするんですが、いかがでしょうか。

中村委員。

○中村委員 私もいろいろ検討した結果、1年ぐらいちよっと勉強、来年の3月議会の辺からは正式に一方式でやろうという形の中で、今は3の併用方式でいくべきではないかと、こう思いますが、私の意見は。

○吉成委員長 はい。そのほかにございますか。副委員長。

○相馬副委員長 まず大前提として、その電子表決はこのまま継続していくという前提といたしまして、いわゆる押し忘れが原因であれば、やはりもう少し練習をする必要があるのではないかなというふうに思いますので、全協なり6月の議会なりでその押すタイミングだけがもし違うということであれば、これ頭で理解することではなくて、もしかしたら体で理解することなのかもしれないので、何回も練習をして押すタイミングを皆さんに覚えていただけるような練習をやってみて、それで9月に導入できるかどうかその辺も9月の前の時点でもう一度ご相談させていただいて、だめであれば12月、だめであれば3月というような段階を踏んでいってはどうかというふうに思いますが。

○吉成委員長 ということは、この6月議会においても試行を1回延長してやるという意味になるんですよね。

○相馬副委員長 どっちみちもう9月からしか、1番、2番であれば一応この会議規則改正させなくちゃならないので、6月には導入がこれは厳しいということなんで、9月まで練習をやってみてということかなと思います。

○吉成委員長 9月ですか。

○相馬副委員長 それでまたびたっと皆がいくようであれば、そこまでいってから導入、それが、じゃ、2年たっても合わなければいつになっても導入できないということにはなりますので、もう後は数の練習をするしかないんだろうなというふうに思うので。

○吉成委員長 議長。

○君島議長 傾向的にあるのは、意外と賛成の方を押している方というのが押し忘れが多いような気がするんです。というのは、賛成の人は押しちゃって起立しちゃいますよね。起立しちゃうともうこちらは見ていないんです、全然。だから自分が押したのか押していないのか確認をしてくださいと言っても起立したままになっているんで、下が確認されていないというのは現状かなという気がする。

〔「押しているつもりなわけね」と言う人あり〕

○君島議長 もう自分では賛成押した、それで起立をした、それでこちらを見ないというふうなのが原因かなという気もするんですが。

○吉成委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 結局これは押し忘れじゃなくてタイミングの問題……

○君島議長 そうそう、そうなんです。

早く押しちゃってもうすつと立っちゃうと、今度下を見ないんで。

○佐藤委員 電源が入っていないうちに押したということ。なれていないということ。

○吉成委員長 そのほかご意見ありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 やはり私も中村委員が言ったとおりに、併用方式でやっていて、それでその中でまた導入できればそのとき副委員長の言うように変えてい

けば、そこで順次チェックしていけばいいような気がするんですけども。

○吉成委員長 ということは、完全に間違い、押し忘れがなくなったと、そういう議会が二、三回続いたら、そのときには条例改正……、導入しようというご意見ですね。

〔「これもやはり目安はことし内には完璧にマスターしろという1つの課題をつけて」「何のために導入したかわからなくなっちゃう」「それは機械入れた機械費にもならないです」と言う人あり〕

○吉成委員長 大方そういったご意見でしょうか。

であれば、これまでどおり試行ということで、併用方式で。押し忘れがなくなった時点で全面導入ということに、その際にはなるんでしょうから、そうなった場合には当然会議規則の改正等が必要になってきますので、じゃ、今後の定例会における状況を見て改めて判断をするということでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そのような形をとらせていただきます。

続きまして、(2)になります。議会報告会実施要綱の一部改正について。

これは、先例事例集の140に基づいて本改正をするかどうかということになります。

これについても関根係長のほうからお願いします。

○関根議事調査係長 内容につきましては、こちら新旧対照表のページでございます。

内容に関しましては、新旧対照表にありますとおり右側の現行を見ていただくと、第2条の1項のところに「公立公民館で開催する」というふうな文言がございますが、この1項を削除し、2項にある内容を1項とするものでございます。

この内容の修正にあわせて、括弧書きの見出し部分、こちらについても「実施時期」というふうに変更するものでございます。こちらにつきましては、既に3月の議会報告委員会、それから4月の会派代表者会議の際にもご説明をさせていただいたとおりでございます。

委員長からありましたとおり、先例事例集の140に取り扱いの規定がありますものですから、今回お諮りするものでございます。

○吉成委員長 今、説明をいただきました。

既に、議会報告委員会のほう、そして会派代表者会議での説明を受けているところですので、今後は公立公民館と限らずほかの施設であったり、そういうところでもこの議会報告会を開催できるように改正をするということで、このまま形にすることでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、この改正については議員全員協議会で皆さんにお伝えをして諮りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、(3)議会基本条例第11条に基づく計画について。

今回2本の計画が出ています。これについても関根係長のほうから説明をお願いします。

○関根議事調査係長 資料のほうで3ページになってございます。

今委員長からありましたとおりに、今回2本計画のほうの予定がございまして。

1つは、1番が生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画、こちらが報告ということで執行部からいただいております。もう一つが、第2期最終処分場の整備基本計画、こちらが議決ということでいただいております。それぞれ資料がございますので、資料に沿ってご説明いたします。

資料の4ページをごらんください。

こちらが、最初に申しあげました生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定についての内容になってございます。

過日の3月の議員全員協議会でも一部説明があった件でございます。

計画策定の背景と目的ですが、国が平成30年から32年度を集中投資期間と位置づけまして、中小企業などの設備投資を特例措置により支援しますよというふうなことで施策を実行してございます。ただ、中小企業がこの制度を利用するためには、所在地の市町村が導入促進基本計画を策定し、国の同意を得ていることが必要となるため、今回計画を策定するものでございます。

今申しあげた特例措置の概要でございますが、アにありますとおり、主に労働生産性が年平均3%以上向上するようなもの、こういった設備投資をした場合に、その設備投資に係る固定資産税、償却資産に係る固定資産税です。こちらが減額できるというふうな内容になってございます。

最初に3月の議員全員協議会でというふうにご説明しましたとおり、那須塩原市におきましては、3年間ゼロにしますということでホームページに公表済みでございます。

今回の計画書の主な内容でございますが、対象を経済産業省令で定める先端設備にすること、それから(3)にありますとおり、市内全域、それから一部を除きますが全業種を対象とします、そんなことを計画で定めるようでございます。

計画期間に関しましては、最初に申しあげましたとおり、集中投資期間と重複します平成30年度から32年度までになってございます。

それから、4番の事業費及び財源措置でございますが、新規導入に対する固定資産税が減額3年間になりますので、その分の固定資産税が入って

こないこととなりますが、当然に5番にありますとおり対象期間終了後は償却資産増加した分について固定資産税が入ってくる、そういうことになります。

なお、3年間の減免期間におきましても、75%については地方交付税措置がある、そのように聞いてございます。

最後に9番のところですが、報告案件とする理由としまして、今回の計画が国の法律に基づき策定する計画であり、国の施策に伴うものであることから報告案件にしたい、そのように聞いてございます。

なお、当該計画がありませんと、事業者が補助申請をする際に影響と申しますか、不利益を生じますので、これについては早急に計画策定するためにも報告案件にさせていただきたい、そのようなお話を聞いてございます。

以上でございます。

続けてよろしいですか。

○吉成委員長 はい、いいですよ。

○関根議事調査係長 続きまして、5ページ、第2期最終処分場の施設整備基本計画の策定についてご説明申し上げます。

1番の計画策定の背景と目的ですが、28年3月に策定しました那須塩原市第2基最終処分場基本構想、これに基づきまして整備方針を明らかにするため、今回の計画を策定するものでございます。

2番の計画の概要としましては、被覆型の最終処分場となっております。埋め立て容量等はこちらに記載のとおりでございます。施設整備のスケジュールに関しましては、建築工事は平成31、32年度に実施しまして、供用開始を平成33年4月からと予定してございます。

4番の事業費及び財源措置ですが、建設事業費は36億8,000万を予定してございます。財源措置

に関しましては補助対象事業費の3分の1、こちらに関しまして、国庫支出金を頂戴し、残りの部分につきましては市債を充てて財源措置にする計画となっております。

6番の市民参画の有無ですが、パブリックコメントを実施しております。ただ、意見のほうはございませんでした。

こちらに関した9番を報告案件とする理由ですが、議決案件として上がってきてございますので、9番はございません。

以上でございます。

○吉成委員長 それでは、まず生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画について、執行部側は報告でお願いしたいということで上がってきていますが、ご意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 報告案件とする理由として2つほど上がっていますが、これは尊重するというのであれば報告というふうな形になると思いますが。

報告でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは報告といたします。

第2期の最終処分場の基本計画に関しましては、議決で来ておりますので、そういう取扱いといたします。

続きまして、(4)の議会基本条例の検証について。

今回、11条から最終21条までの検証作業に入るわけですが、冒頭、この第11条の検証について執行部、総務のほうからちょっと説明をさせていただきたいという申し入れがありましたので、きょうはまず初めにその説明を聞いて、皆さんからのご質問等を受けてその後の検証会議に入りたいと思います。

どうぞ。

市長初め執行部の皆さんお見えになりましたの

で、君島市長からご挨拶をもらっていいですか。

○君島市長 それでは、改めましてこんにちは。

議会運営委員会に出席をさせていただきまして、まず感謝を申し上げたいと思います。

執行部としての意見を述べる機会を設けていただきましたことに、改めてまた御礼を申し上げますと存じます。

平成24年3月の議会におきまして制定をされました那須塩原市議会基本条例につきましては、先進的な取り組みとして我々執行部も敬意を表するものでございます。

しかしながら、その制定過程において、残念ながら当時の執行部に対し事前の協議がなされなかったという現実が1つございます。そういった中で、今般、議会基本条例の第21条に基づく条例制定の見直しに入るというお話を伺ったところであります。

昨年の8月に正副議長さん宛て、また同年9月には正副議長さん、そして議会運営委員会の正副委員長さん宛てに、条例見直しに当たって執行部側との協議の場を設けてほしい旨の申し入れをさせていただいたところであります。言うまでもなく議会の権限と執行者の権限については、お互いに尊重すべきものであるというのが前提にあるわけございまして、これは相互の信頼関係の上に成り立つものであると考えているところであります。

私ども執行部といたしましては、今回の条例見直しに当たって、事前協議の場、議論の機会を設けていただきたいということであります。

申し入れの趣旨といたしましては、条例の第11条第1号から第5号に規定されている議会の議決事件につきまして、この中で特に第2号、第3号について当該規定が適切か否か、議決事件の明文化、明確化等々、これにつきまして議会、そして

執行部で十分協議する必要があるのではないかなと考えているところであります。

当然ながら、執行部といたしましては、今まで法令順守、それから説明責任、これを果たしてきたと思っておりますが、今後ともさらに徹底をさせていただく考えでございますので、ぜひとも今回この条例の見直しに当たっては、ご検討をいただければ幸いというふうに思っております。

以上で挨拶を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○吉成委員長 ありがとうございます。

それでは、早速11条に関する執行部の考え方について説明をお願いいたします。

○山田総務部長 私のほうから。

○吉成委員長 山田部長。

○山田総務部長 よろしくお願いたします。

まず、基本条例の第11条、先ほど、市長が申し上げたとおり11条の1号から5号までの規定の中で、特に2号と3号の規定でございます。

まず、2号について、政策、施策の基本的な方向を定める計画という部分が、定義的にはっきりしないところがございます。

それから3号です。市が他団体と結ぶ協定、他団体という定義はどの辺までかという1つの定義、それもあります。

この2つを、例えば議会のほうと執行部のほうで協議させていただいて、この基本的な方向を定める計画、あるいは他団体と結ぶ協定とは何ぞやというところをきちっと定義するというやり方がまず1つあるのではないかと。

もう一つは、この条文のまま、例えば今全ての計画を議案として入れられたときに、その場に、協議に入らせていただいて、そこで議案とするか、あるいは報告案件とするか、そういう部分を協議の場に参加させていただきたいという部分もござ

います。

いずれにしても、この11条の運用の中で、今のやり方がいいのかどうかというところ、ちょっとご判断いただきたいなというところでございます。

以上でございます。

○吉成委員長 執行部側の基本的な、今、考え方についての説明がありました。

皆さんから質疑あればお願いたします。

[発言する人なし]

○吉成委員長 ありませんか。

副委員長。

○相馬副委員長 まず、第2号についてなんです、その基本的な方向を定める計画というのは、すみません、私個人的には、いわゆる計画案件というふうに言われる3年以上5年、それから10年と、そういった計画案件と言われるものは全て含むというふうな理解しておったのですが、執行部のほうとしてはどういうふうに方向性を決める計画というのはどの範囲だというふうにお考えなのか。

○吉成委員長 部長。

○山田総務部長 よろしいですか。

わかりやすく、ちょっと資料を用意してまいりました。ちょっとお配りさせてもらってよろしいでしょうか。

あくまでも、執行部側の考えという一覧というところでございますけれども、今お配りした資料、例えば福祉部門でいいますと、部門の最高位置に地域福祉計画という計画がございます。ここの地域福祉計画が私どもは、いわゆる施策の基本的な方向を示す計画と捉えたときに、その下の例えばここでいうところの、5つ、いきいきプランにいきいき21プランから5つあると思うんですが、これは当然のことながら、基本的な方向としてはこの地域福祉計画にのっった形になります。ですので、この11条の2号で規定する基本的な方向を

定める計画というところかというと、例えば地域福祉の最高部門である地域福祉計画を議決要件にいただければ、この条例の第1条の目的である計画の基本的な方向を議決をいただくという趣旨には沿うのではないか。

つまり、その下のこの報告事項と書かせていただきましたその下の、いわゆる実施計画レベルのはもちろん報告は議会のほうに提出はさせていただきます。この11条の2号に定める基本的な方向を定めるという部分の議決は、その上の今後地域福祉計画の議決をいただければ、必然的に方向的にはそれに沿う形になるので、そういうふうと考えているところでございます。これ一例として挙げさせていただきました。

○吉成委員長 副委員長。

○相馬副委員長 そうしますと、その方向性を定める計画と、いわゆる具体的に実施をする計画と。その方向性のみを定めるところという認識でいらっしゃる。

○山田総務部長 ええ。

○相馬副委員長 実行するための計画は、報告案件でしかるべきだという、そういうお考えだということと理解することでよろしいですか。

○山田総務部長 はい。そうです。

もう少し言わせていただきますと、例えば29年の3月に議決案件となった計画が22ございました。その中にももちろん今言ったこういう福祉計画もあるし、この緑部分もありましたけれども、この本来の11条の目的、本当に基本的な方向をチェックするということかというと、例えば22件もあった計画が果たして全部基本的な方向をチェックできるのかという疑問も多分出てくるんじゃないかと思えます。なので、本当にこの11条の2号に即した計画、本来の意味を考えれば本当に基本的な方向をチェックするという意味では、もうちょっと

絞ってもいいんではなからうかというのが執行部の意見でございます。

○吉成委員長 よろしいですか。

○相馬副委員長 理解はしました。

○吉成委員長 そのほかにもございますか。

[発言する人あり]

○吉成委員長 この議会基本条例11条については、先ほど市長の挨拶の中にあつたように、平成24年3月定例議会において制定をした条例なんです、その後、1度見直しを実は行いました。それが、この11条なんです。最初にこの11条で書かれていたのは、計画年数定めることなんです、3年以上に。それを、その際なくしたんです、平成27年に。それはどうしてかということ、やはり3年と限らず、非常に我々議会としてもしっかりと審議をした中で賛否を問うべきじゃないかということで、その際変えているという、その事情もわかってほしいと思うんで、あえて説明を加えさせていただきました。

皆さん、ほかに質問ございますか。

いや、私のほうから確認させていただきたいのは、今部長のほうから示されたこの案についてなんですけれども、当然このほかに幾つもあるわけですよ。そうやってきた場合に、上位計画に基づく実施計画的なものは今後報告事項で取り扱ってほしいというふうになるわけですね。確認ですけども。

○山田総務部長 もう少し詳しく言わせていただきますと、この2号、例えば11条2号の基本的な方向を定める計画は何ぞやというところを、今の時点でこういう形でこの部分で、この部分でと決めさせていただく方向が1つまず入り口のところであると思うんですけども、これがなかなか難しいということであれば、例えば出口のところ、つまりこういう場で議決案件として決めるかどうかと

いう、今まで全部の計画を提出して決めていただきましたよね。でも出口の部分の議決案件かどうかと決めさせていただく場に、執行部も加えさせていただいてという方法もあるのかなというふうに思っております。

それは、特にどっちがどうというわけじゃないんですけども。

○吉成委員長 ということであれば、今の部長の説明の後者の部分であれば、今ご説明いただいた部分であれば、例えば我々がこの今検証作業をやっているわけですが、それを特別いじる必要はなく、そのかわり計画が出されたものに対してはこの議運で決めていくわけですから、必ず協議の場に入れてほしいんだと。

○山田総務部長 それもやり方の一つかなと。

○吉成委員長 はい、わかりました。

○君島市長 確かにある程度我々の考え方をどこかで表明できる、お話をさせていただく機会が設けただけであればというふうなところの思いはあるということです。

○吉成委員長 はい。どうでしょうか。

副市長。

○片桐副市長 私の思いとしては、ここでいう議決事項、報告事項とありますけれども、報告事項というのは市長の事務執行上の必要なものなということで、できれば市長にお任せいただきたいというところで考えていただければなというふうに思うんですが、ですからその報告ということで、議決というのはやっぱり重いものだというふうに私ら捉えているんですけども、結局その事務の執行に係る部分については市長にお任せをいただければなとちょっとつけ加えさせていただきます。

○吉成委員長 どうですか、皆さん、ありますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 議決事項になると、委員会で議案を出

していただいて、そこで質疑細かくできるんですけども、報告になるとなかなかそれができないんです。

これでいうところの報告というのは、具体的な施策が入っているので、予算は絡むか絡まないかは別として、将来的には予算も絡んでくるというのが見える。なので、これ多分ここにいる議員はどう思うかわかりませんが、前いた議員の議運のメンバーの雰囲気を見ると、ここで報告か議決かとやるときに、結構細かいところまで見たくて議決にするという意見が結構多かったんです。それはやはり市民の代表として、ここでいっている報告のような内容でも、やっぱり自分でよく検証したいという気持ちがあったからではないかと。それはすごく議員として前向きな態度だなと思ったんです。

今、副市長がおっしゃられるように、議決をするということは重いので、1回我々が議決してしまえば、やっぱり自分なりの責任がすごくあるなというふうに思っていますんで、逆に言うと執行部の皆さんは議会が議決したんだからというふうにもなってくるのではないですか。

なので、これを私の前に原案があって、私の時代に採決はしたと思うんですが、報告じゃなくて、やっぱりせつかく議会で議決事項にしているので、最終的には皆さんの意見の総意なんですけれども、そう思う議員も多分いると思っているので、最初から議決としないで、もしかすると説明をここでしてもらってというパターンに近いかなというふうに思いますけれども。

以上です。

○吉成委員長 市長。

○君島市長 議決そのものというのは大変重い内容を含むものですので、議会のやはり権限、先ほども申し上げましたが、それから執行者としての首

長としての権限、そういったものがあるわけです。その辺をどういったバランスでとっていくか、これがやはり一番重要だと思うんです。

その辺のところ、今回見直しというふうな作業に入られるというお話からこういう形になってきたんですけれども、先ほど総務部長が説明をしたとおり、条例をその後変えずに、見直さずに運用としていろいろな形の方法があるのではないかと、そういったところをちょっとご検討いただければ大変我々としてはありがたいなというふうに思うところもあります。ぜひともよろしく願いをしたいと。

○吉成委員長 どうですか、そのほか。

じゃ、副議長。

○山本副議長 以前2年間このやり方で議会運営委員会を運営してきた者として、あのときに何が大変だったかという、執行側からこういう計画が出てきて、その下にもう既に報告、これは議決という、もう一覧表だけがぼんと出てきただけだったんです。それを議会事務局の方が説明をしてくださったんです。これはどういう、こういうものかどうですかみたいな、こういうふう聞いておりますみたいな。つまり、私たちにとってはそれを議決するかどうかを決めるときに、やはりそこに初めから報告案件と丸してあると、とてもそれは重たいものでしたし、あと、議会事務局の職員が説明をされるということは、きちんと説明はされているにしてもワンクッション置いて説明をされているという形で、とても決めるのは大変でした。

ということからすると、このやはり11条が、この基本条例のとても大きな部分ですし、こういうふういきちっとしたものが、これからも全てこうやってきちんきちんと分けることができるのかということもありますので、私としてはこの条例は

このままにして、2号の部分、あるいは3号の部分については説明に来ていただいて、私たちの中で決めさせていただくという形にしたほうが、よりいいのではないかなというふうに感じました。

○吉成委員長 部長。

○山田総務部長 もちろん、あくまでもこの11条の目的がこの基本的な方向を定めるというこの部分で各計画を照らし合わせて決めていくという作業になるかと思うんで、後は手順をどうするかというだけの問題だと思うんですけれども、なかなか今、先ほど説明したその入り口の段階でなかなか整理が難しいということであれば、今山本議員おっしゃったようにこの出口の部分で議論するとかというのも何回も言うんですけれども、そういうことだと思います。

いずれにしても、この条文の計画、2号、3号の趣旨にのっとった形が本当にどうなのかという、最終的にはその議論になるかと思うんで、なかなかそこで一番最初に言った定義が分かれるところになると思うんですけれども。

○吉成委員長 たまたまですけれども、2016年議会の改革度ランキングに現在那須塩原議会が全国15位になりました。その結果、さまざまな議会から視察が今来るんです。その視察の際の説明をして、また質問を受けるわけですが、その中で、議会基本条例の場合には議会報告会、それからこの11条の議決案件に関して聞かれることがこれまで何度かありました。那須塩原市議会の場合には思い切った11条が条例になっているんですねという、そういった指摘を受けてきたことがあるんですけれども、それだけ議会としては、先ほど言われるように議決というのは重たい、市長も言われたとおりで、それを我々は当然みずから負っているわけです、その部分を担っているわけです。だからここが非常に大切な、条例の中でも根幹の一

つになっているわけです。

ですから、この後この検証作業やるわけですが、非常にここはこれまでも大事にしてきた部分ですから、簡単に変えるというのはなかなか抵抗があるんじゃないかなと思います。

そういう中で、今の部長の説明であれば、そういったしっかりと説明の場を必ずとらせてほしいということであれば、そこは多分この後皆さんのご意見聞きますけれども、そんなに支障はないよね、ここは。

○山田総務部長 多分その場でこれは単なる手続を踏んだ計画なんで、ここでいう基本的な方向はという説明を多分この中で議論の場として出てくるのは当然だと思いますので。

○吉成委員長 よろしいですか、皆さん。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、執行部からの考え方についてはわかりました。ありがとうございました。

〔「ありがとうございました」「休憩」と言う人あり〕

○吉成委員長 そうですね、じゃ、5分間休憩とりますか。

休憩します。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時58分

○吉成委員長 それでは、休憩前に引き続いて会議を再開します。

ただいま(4)に関しまして、議会基本条例の11条について執行部側の基本的な考え方を聞いたわけです。

最終的にああいう説明があったわけですが、皆さんからそれぞれご意見をいただきながら方向性

を決めたいと思うんですが、どうでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 先ほど11条の2と3についてということだと思えますけれども、議決にどうかという見方に説明をつけると、ちょっと伺った副議長の思い等考えますと、やはりこちらを変えるというのはそれどういうふうに変えるかというのは非常にあれなんで、やっぱり先ほど言われたとおりに、報告案件について説明をより詳しく受けて、それからどうするかということについて判断しても遅くはないんじゃないかと思います。

○吉成委員長 はい。

計画の説明を受けて我々が判断するということですね。

○佐藤委員 いいですか。

先ほど何度も言っているように、ワンクッション置いて事務局のほうで説明されていたと思うんですが、これは何で報告案件にするかということで。実際にそれを出してくる執行部側の本当に詳細な報告を受けるという形で、そういう形でそのほうがいいんじゃないかということです。

○吉成委員長 はい、わかりました。

そのほかございますか。いかがでしょうか。

大野委員。

○大野委員 私も佐藤さん今言われたように、何ていうんですか、報告案件なのか、議決案件なのかという決めるときに執行部方に入っただいて、そのときに説明を聞いて判断していくという方法でいいんじゃないかというふうに思います。

○吉成委員長 はい。ほか、どうでしょうか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 ご意見ございませんか。

今お2人から出された、また、山田部長のほうから説明があったように、11条に係る計画等に関しては、2号、3号になりますけれども、に

については、執行部側の説明を受けた上で当然議運ということになりますけれども、議運で判断をしていくという形をとるということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そのような形をとりますので、これ局長のほうから市長のほうに報告をお願いします。

○石塚事務局長 わかりました。

○吉成委員長 続きまして、検証作業のほうに入ってまいりたいと思います。

今回、今話題となりました11条を自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとするということで(1)から(5)まであります。

(1)について、ちょっと資料、皆さん確認していただきたいと思うんですが、(1)については全会派がA評価ですよ。これは、Aの3ということで段階評価、管理評価Aの3でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 Aの3といたします。

続きまして、各会派からの意見ということで3つほどまとめていただいて載せております。これについて何かあれば、ご意見あればお伺いしたいと思います。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 各会派からの意見もこのような形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 続きまして、評価及び管理に関する意見。

ここで書かれていますように、第1号で議決事項と定め、これは平成24年から昨年3月までということになりますけれども、(1)については3件議決案件があったということですね。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 これもよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 3ということですので、いいですね。

じゃ、次、先ほどから話題になりました2項になります。市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画。これについてもAの3でいいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 Aの3ですね。

会派からの意見、これは全く同じですね。よろしいですね、これも。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 続きまして、評価及び管理に関する意見ということで、これに関しては、これまで58件の計画案件が議決として上がってきたんです。これもよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 続きまして、(3)になります。

市が他団体と結ぶ提携及び協定について、これもよろしいですね。

〔「はい」「大丈夫です」と言う人あり〕

○吉成委員長 同じく各会派からの意見については、よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 次の評価及び管理に関する意見について、これについては12件これまでに議決案件として上がってきているということです。これもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、続いて、今度は(4)です。

これは姉妹都市と友好都市の締結ということになります。これについても同様に……、ではないですね。

〔「B」「A3でもいいです」と言う人あり〕

○吉成委員長 多くはAの3ですが、志絆の会がBの2ということになっています。いいんですよね。Bですから、おおむね。

〔発言する人あり〕

○中村委員 Aの3でいいでしょう。

〔「はい、いいです」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「前向きにしたいというだけの話」と言う人あり〕

○吉成委員長 こちらも(4)についてAの3ということにします。

それぞれの会派からの意見、これも前と同じですね、よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 実際に何件あったかということは、1件です。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そのようにいたします。

続きまして、最後(5)についてもこれは全会一致ですね。Aの3でよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 これは特別はないですね。

じゃ、それぞれ会派の意見、それから評価及び管理に関する意見についてはこれでよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そのような形とさせていただきます。

それでは、次に12条に移りたいと思います。

12条に関しては、議員間討議の原則ということになります。これの評価については、これは多少分かれていますよね。段階評価のほうがB、Cです。管理評価については全部同じです。あ、違う……

〔「公明さんが3で」「うちが3で、後は2ですね」「公明さん現行どおりでいい

んだよね」と言う人あり〕

○吉成委員長 これはどうでしょうか。

〔「おおむねと一部達成ということになるんだな」と言う人あり〕

○吉成委員長 ちょっとそれでは、各会派からの意見のほうをちょっと先に見てもらいたいと思うんですが、委員会で行われているけれども、本会議では行われていないと、このとおりですね。それから、討議自体がまだ緒についたばかりだという意見です。創意工夫が必要じゃないかと。

だから、段階評価として7割なのか5割なのかという話ですね、単純に言うと。

○中村委員 どこまでやらなければ10割なのかという尺度が皆わからない限りは、これね。ただ、個人的には本気になってやっているようには見えないうのも皆思っていると思うんです。

○吉成委員長 これ、私であつたり副委員長であつたり、議長は、よそからの視察の際に当然説明するんでその場にいるわけですけども、結構この議員間討議も出ます。どのぐらい活発に行われているのでしょうか。ちょっと緒についたばかりですといつも説明でやっているんですけども。

〔「論点の整理はどうするんだなんて言われるとちょっと厳しい答弁になっちゃうでしょう」「70%やっているとは思えないような気もするし」と言う人あり〕

○吉成委員長 副議長。

○山本副議長 この評価及び管理に関する意見の案という中に、議会は議員の合意体であり、議員相互の自由な討議により議論し、最終的な論議に至るため、議員間討議を取り組んでいくものと考えらるという、これからすると、やっぱり議員どうしの自由な討議というのはやはりとても少なくなくて、一方的な委員会にしても本会議にしても、議員は執行側に言って答えてもらうみたいなもののほう

が圧倒的に多いので、やっぱり7割とは言えないと思うんです。

なので、Cということで私は半分という形にしたんです。ニュアンス的にはそのくらいなんではないかなというふうに思いますので、Cでやっぱり管理は2なんではないかなと思います。

○吉成委員長 ほか、どうでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 何でこういうふうにしたかということにつきましては、討議する必要のないものはする必要はないと思ったからこうなったんです。全ての案件に対して議員間討議が必要なかどうかという形だったもので、全体からすれば確かに半分ぐらいだと思うんですけれども、全てが必要があるかどうかという。もちろんこれ討議を中心に運営しなければならぬとはなっているんですけれども。

○山本副議長 はい、それについて。

〔「自由討議」「いい討議だね」と言う人あり〕

○山本副議長 確かに、討議すべきものでないものもあるというふうなことの感覚は、26人皆違うと思うんです。そういうことが、例えば言えるような雰囲気であるかどうかということからすると、ここに那須塩原クラブさんのところに書いて、あるいは公明さんも書いていますけれども、どういう形だったら自由討議できるかということの、そのやり方。本会議で、じゃ、自由討議どうやって取り入れるかというのはとても今のままではできたいし、委員会でも非常に正式な場で議員同士が議論をし合えるというようなものが、そういうものがない、できていないので、じゃ、自由に議論していいよといったときに意見がある人となない人もあるし、考えて何もいない人もいる、ある人もいるということからすると、こういう本当に討

論というようなもの、自由討議というものそのものが議会の中に余り根づいていないのだと思うんです。

ただ佐藤さんのように考えれば、確かに半分ではないかもしれない。何か考え方の問題なので、そういうふうになるとBでもいいかもしれないんですけども、とりあえずAの3ではないというところで感じます。

○佐藤委員 それに対して、いいですか。

○吉成委員長 じゃ、佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員 それに対して討論ということではないんですけども、ただ、この理由を説明しただけであって、もちろんその副議長が言うように雰囲気になっていないと、そういう形でこれはやったわけじゃなくて、このものに対してどのぐらいできているかということ。確かに、どうやって引き出すかというのはここにうたわれていないので、確かにそういうものはあるんですけども、それとは切り離して考えたんでこういう結果になりましたので、ぜひこれでやってくれということではありません。ただ、その結果を説明しただけです。

○吉成委員長 議員間討議にふさわしい議案かどうかというのは当然あるわけですよ。ただ、議員間討議にふさわしい案件、議案があって、じゃ、それがどれだけ議員の中で議論されているかというのをここは尺度として我々ははかるわけですよ。それが本当はかなり深まった議論がこれまでなされてきているかといったときに、ここで評価した場合に、例えば公明クラブであればまだまだ議論は深まっていないなということなのでC評価にしたということなんです。

だから、案件自体をこれはやらない、あれはやるという、それが5割とかという表現ではうちは見ていなくて、議員間討議にふさわしい案件ですよ、議案ですよと、でも自体やったにしても、ま

だ余り高まっていないんじゃないかなという評価の仕方をしました。

鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ、私からちょっとだけ。

報告会の人に言われたことなんですけれども、要するに結論だけマル・バツじゃなくて、1つ議案が決まりましたと、その結果はいいと。だけれども、議員の中でどういうふうに議案が出たものについてそういったことを審査して、そのことを知りたいと言うんです。だけれども、今の状態で、出ました、内容はいい、じゃ、もう黙って通しますということだと、そういう報告さえもできないんじゃないかなという観点では、やっぱり結果はいいんだけど、ある程度個人の議員のいろんな意見を言いながら、賛成なら採決すべきであるとかというそういった形の討議はもうちょっとあってもいいのかなということも含めて、もう少し議員間討議を活発にするという意味ではCぐらいかなという意味です。

○吉成委員長 そのほかご意見どうでしょう。

佐藤委員。

○佐藤委員 でもBの2にこだわるわけではないですが、そういうことで別にCでもいいですよ、ただ私は説明しただけであって、今聞いていると確かに皆さんがおっしゃるとおりかなと思います。

○大野委員 敬清会はCの2でよろしいかと思えます。深まっていないと思えます。

○吉成委員長 では、大方Cの2というご意見が多いんですが、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 Cの2とします。

そうすると、この中でそれぞれ各会派からの意見、それから評価及び管理に関してもこういった意見だと思うんですが、今後の改善策案としてこのように出ています。これらについてはいかがで

しょうか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 2点指摘しているということですよ。今後に関してはやっぱり正副委員長会等で現在の議員間討議の検証を行いながら進めていく。そしてもう一つは、本会議で導入するのであれば慎重な検証が必要になってくる。これは本会議となると本当にやり方がわからないからなかなか難しいですね。

〔「本会議でやっているところあるのですか、どこかにあるのですか」「四日市やっていたよ」と言う人あり〕

○吉成委員長 四日市行ったでしょう、1月に。四日市市議会はやっているという話をしていましたよね。

〔「討論の前にやっているんですよ」と言う人あり〕

○吉成委員長 当然そうですね、はい。

〔「生中継しています」と言う人あり〕

○吉成委員長 これら会派の意見、それから評価管理、そして今後の改善策ということではこのような形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そのような形とさせていただきます。

続きまして、第13条、これは調査研究に関することです。議会は議案及び市長等の事務に関する調査を行うほか、議員に対し市政及び議会運営に関する課題解決のために必要な調査、研究を行うということですが、これについてはどんなふうにして……

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 じゃ、これはAの3でよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それから、会派の意見と評価管理に

関してはどうでしょうか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 じゃ、このような形で。

続きまして、政務活動費の活用と公開、これについては1項から3項まであります。

まず1項です。

地方自治法の100条第14項の規定により交付される政務活動費を議員及び会派の政策立案、政策提言、審議能力向上等のために活用されなければならないということで、この評価については。

[「全部一緒だ」と言う人あり]

○吉成委員長 全部一緒ですね。

(1)、(2)、(3)全てAの3ですね。ということは、それぞれAの3でよろしいですね。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 それぞれの会派の意見、それから評価、管理、もうちょっと目通してください。

よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 それでは、続きまして、第15条になります。

議会事務局のほうです。これについては、公明クラブ以外は皆Aですね。では、これもAの3…
…、あ、Aの2というのあるね。

[発言する人あり]

○吉成委員長 任命責任は、これは議長だから当然……

[「議長だからね、それは議長になります」と言う人あり]

○吉成委員長 そういう意味で議長はというふうに当然これは……条例自体はつくられているわけですね。

[発言する人あり]

○吉成委員長 ここ経験者2人いるから当然4月には必ずやるわけでしょう。

[「いんじゃないですか、3で」と言う人あり]

○吉成委員長 どうなんでしょう、その2となっている……。

うちのほうは、公明クラブの場合は事務局のちょっと労働時間がちょっと長いんじゃないかという意味でのB評価にしたんですが。皆さんがAであれば。

佐藤委員。

○佐藤委員 2は大変失礼しました。認識不足だ。3にします。

○吉成委員長 3でよろしいですか。

○佐藤委員 はい。

だから、右側にあるやつも云々いてありますけれども、ここがそもそも認識不足であったものですからこういうふうになりました。

[「じゃ、これは削除だね」と言う人あり]

○吉成委員長 2行目は削除ですね。

○佐藤委員 2行目って、右に書いてあるやつ。意見の。あ、こちらの2行がね。

○吉成委員長 上はいいわけですね。

[発言する人あり]

○吉成委員長 じゃ、Aの3でよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 Aの3とさせていただいて、2行目を会派からのやつを削除して、評価及び管理についてはこのような意見でよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 続きまして、図書室に関してです。

図書室に関しては少し意見が分かれています。まず、(1)のほうです。誰もがこれを利用できるということに関しては、Cがあります。C評価。

○山本副議長 なぜCにしたかというのは、今少なくなりましたが、議会図書室を会派で占拠して、あそこで会議をやっていたりすることがあるので、やっぱりそれはまずいなとずっと思っていたのでここはCにしました。誰もが利用しにくい、使いたいときに、議事録をとりたいたいときにもあそこで会議をやっているというのが今も見受けられたということでCにしたということだけの話です。だから、あそこで戸を閉めて会議はやらないでほしいということでCにしました。

○吉成委員長 はい、そういうご意見だそうです。
大野議員。

○大野委員 すみません、Bにしたんですけれども、これちょっと訂正させてください。誰もが利用できるというふうになっていますんでAで。

○山本副議長 なのでAでいいです。徹底してもえれば。

○吉成委員長 会議しなければいいのね。

○山本副議長 はい。

○吉成委員長 じゃ、あとは、まず段階評価はAでよろしいですね。そして管理評価については、これ2、3それぞれ全部分かれているんですよ。

○大野委員 すみません、訂正をお願いします。

○吉成委員長 はい、訂正で。

○大野委員 Aの3で。

○吉成委員長 Aの3でいいですね。
2と3と分かれているんですよ。
〔発言する人あり〕

○吉成委員長 森本議員。

○森本委員 これなんで2にしたかという、ちょっとその話で覚えているんですけれども、例えば一般の人が上あがってきたときに、入っているときにもうちょっとオープンスペース、例えば公民館、図書館のようにオープンスペースで入りやすい扉が常に閉まっていない、扉さえもないような状況

のほうのが入りやすいんじゃないかという、確か意見が出たんです。それで多分利用しやすさという意味で多分2にしたんだと思います。でも利用できるということになっているんで3でもいいかとは思いますが、それで2と書いたというふうに記憶しております。

以上、説明です。

○吉成委員長 山本副議長どうぞ。

○山本副議長 議会図書室とは言いがたいと思っています、そもそもが。それで、私はここにCの2とみなしたんですけれども、変な話新庁舎ができたときに考えればいいなということでこれは投げたときに考えればいいなということでこれは投げたところでした。評価ができなかったし、じゃ、誰もがとって市民の方があそこに入ってくるかといったら、入っていいとは思っていないと思うんです。というところだと思うので、図書室の体をなしていないというのもあるんで、すみません、皆様に合わせます。

〔「それは皆が思っていることで、全員が考えたよ」と言う人あり〕

○山本副議長 ここに書くのが難しかった……

○吉成委員長 2項のほうなんか本当にそうなのちゃうんです。

どうしましょう。2でいいですか、じゃ、管理。

〔「そうだな」と言う人あり〕

○山本副議長 これ、新庁舎に期待するとかと書いてはまずいですか、今さらこれ変えられないと思うんです。

〔「新庁舎建設後に要検討とこちらのほう言っちゃっているんで、現時点では…」
と言う人あり〕

○山本副議長 あ、ここに書いてあるね、そうですね。現時点ではこの辺で評価は……。

〔発言する人あり〕

○山本副議長 そうですね。

○相馬副委員長 実際には新庁舎の要望書あったじゃないですか。あのときにも廊下とオープンスペース等というふうに図書館はもう物すごい面積とって、オープンスペースで市民だろうが職員だろうが誰でも入れるようなのにしてくれというような要望書出している。

○山本副議長 ただ、ここに公明クラブが大学などの図書館と連携できればいいのではないかと書いてあるんですが、そもそも議会図書室を議員がここで例えば何かを調べ物をするのに適するだけの規模にするということは不可能だと思うんです。司書がいるわけではないし、市のこのくらいの規模だといろいろなところを見たときに。

ですから、こういうふうに大学と連携するというのはここでできるかどうかかわからないですけども、逆に市の図書館にきちっと資料を整えてもらうようなことをするようなことも考えながら、やっぱり議会スペースの中の図書室のやっぱりスペースって多ければ多いほどいいわけではないので、どちらかというと調べものスペースみたいな形、何か資料が置いてあってコピーがとれるとか議事録が見られるとかというふうなことぐらいしかできないなど、私は基本的に考えているんです。いわゆる本があって図書という、そういう図書室ということではないか考えているので、やっぱりこれは要検討ということをきちっと書いておいて、どんなふうにするかは今後重要なところなので考えてほしいなというふうに思います。

評価と管理は1も2もどちらも皆さんに合わせます。

○吉成委員長 今指摘があったのでお答えしますが、基本的には当然新庁舎です、これ自体の。仮に新庁舎ならここでは何もできないわけですから、今の状況で。それぞれ皆そういうふうを考えているでしょうから、これ。

〔「現状では無理です」と言う人あり〕

○吉成委員長 無理です、何においても。

はい、じゃ、戻りますけれども、(1)についてはAの2でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、(2)になります。

(2)のほうは、じゃ、これはうちはDとしたんですけれども。

〔「これはAじゃないんじゃないですか」と言う人あり〕

○吉成委員長 今の現状から言えば、本当に調査研究とかそういうのに役立っているかというところも本当に……、ないんでこういう評価にしたんですが。改善のしようがないからAだということが……、Aとつけた会派の意見ですかね。

〔「そうです、新庁舎建設後に要検討という……」と言う人あり〕

○吉成委員長 結局そういう、全てそこに集約されちゃう。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 充実していないのは事実だから。

〔発言する人あり〕

○相馬副委員長 そもそも議会図書館の中に、もちろん読み物のほうがある必要もないんで、恐らく今までのそれこそ先例事例集であったりとか法的なところであったりとか、地方自治法の全部とか、ここで神戸の市議会の図書室が恐らくうちの控室ぐらいもっと広がった。移動式のロッカーでもものすごい書籍の量があった記憶があるんですが、そこにもいわゆる法的なような何か、あとはそういう行政的な本ばかりだったというイメージがあるので、恐らくどの辺までが議会図書館に必要なものなのかというのも、恐らくわからないと思うので、充実がどこまでいったら充実なのかがちょっとある程度逆に検討してからじゃないと答えが出

せない。

○森本委員 逆に紙があればいいというものなのか、これからの時代。図書って紙の物理的な図書というイメージだと思うんですけども、基本これからの図書館は紙のない図書館がたくさん出てくると思うんです。端末があればできる。それもある意味充実。全てそこで調べられるのであれば、ワークスペースがあれば図書館と。多分それで調べるものができて、そういうスペースがあれば、それが充実した図書館かといわれたらそれも違うことはないかなという気もするんです。どっちがいかは検討が必要だと思うんですけども。

○吉成委員長 今の時点での当然これ判断ということになるんで、先々の話になればそういうところの議論というのは必要になってくるんでしょうけれども。

○吉成委員長 どうぞ。

○山本副議長 聞いていて思ったんですけども、いっそのことEの未着手にして、つまりどうしようもないわけじゃないですか。なので、充実に努めるものとするといっても努めようがないのでEということで、あるいはDでもいいですけども、直しようがないというか管理のしようもないので、新しい図書館で検討するみたいに正直に書いてはまずいんですか。

Aとかとやってしまっちは変じゃないですか。

〔「努めていないものに対してね」と言う人あり〕

○山本副議長 はい、努めてないというか、やっぱり努めていないと思う。

○吉成委員長 要は、だから図書室の機能を果たしているかないかというのが大前提ですよ。そのときに、今我々が考えている自分の判断基準として果たしていないかということであればAではもちろんないし、でも果たしていると思う人はA

だろうし。

○山本副議長 使っていない人もいるし。議会のために使う。でも基本あそこではおさまらない。議事録を見に行くぐらい。

すごく迷った、私は。これは書きにくかった。

○大野委員 でも、必要最小限のものはあるんですよ。

○山本副議長 何を必要最小限か……

○大野委員 これはなければならぬというものがあるわけですよ。

○山本副議長 そんなことないと思うけれども。

○鈴木委員 何かそもそも議事の中で、そもそも図書館はどうあるべきかというのが違いがあり過ぎる。だって自宅でパソコンで必要なものはとれるので、さっき言うとおりで電子図書なんだ、今の時代は。だから会派室があつてパソコンがあつたらそれで済んじゃう場合もある、そこに自分の机があつたら。

〔「議事録、パソコンで見てもあそこで見たことないです。全部パソコンで見えています」と言う人あり〕

○鈴木委員 だけれども、最低限の図書館って皆でこういうものと議論しないと。

〔発言する人あり〕

○山本副議長 置かねばならないとなっているんでしょう、これ。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員 ですから、どこが充実していると判断がまず皆ばらばらだからそうなっていて、本来の図書館としては確かに充実はしていないけれども、でも最低必要なものがあればいいのじゃないかというあれもあるし、そこから考えていかないと。

○吉成委員長 あるからいいだろうというのがA評価という……

[発言する人あり]

○中村委員 だからあれ以上の以下でもないというイメージの中で考えてみるとこんなものかと。

[発言する人あり]

○山本副議長 一般に管理は皆2にしているということは、何となくやっぱりちょっとAで3とは言えないなという思いがあるんでしょう。

鈴木さんのところはAの3で充実しているかどうかは疑問であると書いてある。

○鈴木委員 でも必要としていないから、別に困っていないという、市民が見るのか、誰が見るかはまた別として。

[発言する人あり]

○吉成委員長 だからきのう、あれが図書室なのかというのがまず大前提なのでDにしちゃっているんです。

[「あれでも図書室だというんだから……」
と言う人あり]

○吉成委員長 だからそれAつけているんです。

○佐藤委員 その意見からいけば、本当公明さんのようにDよりもEのほうが近い。

○吉成委員長 そこまでいっちゃうともうないということになっちゃうから、あるのは事実だから。

[発言する人あり]

○吉成委員長 皆さん、これはあるということでAにして、そして疑問を呈するため2にするというふうにしますか。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 Aの2にします。そうしましょう。それぞれの今度は意見について……

[発言する人あり]

○吉成委員長 例えば評価及び管理に関する意見、これは山本副議長のご意見だったんですか。

○山本副議長 違います。私一言も書けなかったんです、何も書けなかったんです。なくていいと思

っているくらいなので、私は。

○吉成委員長 もちろんまともではそうなんですけれども。

[「もっとわかりやすい表現」「わかりにくくないですか、これ」と言う人あり]

○吉成委員長 山本副議長。

○山本副議長 今後の改善策って、ここに書いてあることは理想なのかもしれませんが、大学の連携というのは別として、その下に書いてある議会で使用した資料がどうこうというところじゃなくて、新庁舎ができることから、やはりできるので、議会図書館についてはもう少し、それこそ研究をしてどんな図書室にするかを考えていきたいみたいな正直に書いたほうがよくないですか。現実にならぬかということを考えるというか。

[「今後の改善策ね」と言う人あり]

○山本副議長 改善は、やっぱりどういう図書室が必要なのか、勉強して研究して新庁舎の図書室に備えたいみたいなことではいけないんですか。いいかなと思います。整理以前の問題として。資料いろいろあると思うので。

○吉成委員長 だから、結局今の意見からいえば、じゃ、議会図書室の定義を明確に決めるという意味になります。

[発言する人あり]

○吉成委員長 だから、それはここで決められないから、今後の改善策の中にそういう表現を……

○山本副議長 入れておいたらいいかなと。

○吉成委員長 というご意見です。

[「いいと思います」と言う人あり]

○吉成委員長 アーカイブ的な整理というのは、これはデータは安全に保存するという意味ですよ。そういう意味合いですよ。

○室井主査 こちらの先ほど来お話があるように、いろんな大学等の連携とかというのは本当に望ま

しいことで、後は現在、例えば事務局職員の人員配置とか、この管理していく上では議会の予算の中でその図書、要は消耗品とかってやっぱり予算は限られているので、たくさんそろえるというのはなかなか難しい。そういった中で今後、議員の皆様が今後、調査研究のために図書室を利用するためには、委員会とか議会で使った資料を、アーカイブというか、資料というような意味合いだそうなのでございますが、そういったものを所蔵することで皆さんの調査研究のために、議会で使った資料を保管するという意味合いでまとめた意見なんですけれども。

また新庁舎建設後というところが抜けているところではあるんですけども。そういった庁舎特別委員会とかで要望書とか出しているの、そういった今できる取り組みを、この条例に対して今の図書室でできる、先ほど来からもあるように今できる取り組みとしてベターな取り組みかなということちょっと反映させていただいたところでは。

○吉成委員長 ありがとうございます。

今、室井さんのほうから説明をいただいたんですけども、例えばこの意見を付して、そのアーカイブ的な整理を行うとともに、議会図書室としての基本的な考え方について今後の新庁舎では検討を要するみたいに続けたらどうでしょう。

佐藤委員。

○佐藤委員 その場合、今アーカイブって何だという意見が出た中で、アーカイブじゃなくてもっとわかりやすい表現にしたほうがいいんじゃないですか。

だって、この中ではっきりと意味を捉えている人って少ない。

いろいろ見たら、書庫とか保存というのは一般的に訳すんですけども、もうちょっとわかりや

すい表現にしたほうがいいんじゃないですか。

○山本副議長 資料をわかりやすく保存するとかで構わないんじゃないですか、整理して。

○佐藤委員 アーカイブはあえて使わないで日本語で。

○山本副議長 これ、議会で使用した資料というのは、例えば定例会で使った資料などを30年第2回議会で使ったものを一つにぱっとう置いておくということですか。過去を調べるために置いておくという意味なんですか。私ここ一番引っかかっていた。わからなかった、何言っているんだか。イメージができなかった。

○吉成委員長 室井さん。

○室井主査 全協とかそういったところから出た資料とかを保管。そうだと思うんです、議案書とかも。

○山本副議長 それって今、議会事務局にファイリングしてあるんじゃないんですか。行くところから出してくれるじゃないですか。それとは違うのですか。

○室井主査 議会のほう……

○吉成委員長 全協の資料はファイリングされていないですね。

○山本副議長 されていますよね、聞きに行くとしてくれる。

○小平課長 いや、全協の資料はファイリングされている。ただ、保存年限とかが決まっているので、それで廃棄になっちゃうとか……

○山本副議長 でも去年のを出してというを出してくれますよね。

○小平課長 あとはデータで入っている。

○山本副議長 入っていますよね。だからそれをまた図書室に改めて別に、移すということですか。それとも図書室は図書室で別に。もったいなくないですか。

[「発言する人あり」]

○吉成委員長 その話になるとまた図書室の先々をどうするかという議論になっちゃうわけですから。室井さん。

○室井主査 今の若干補足なんですけれども、ファイリングはあくまでも行政文書として議事課としての保存している文書であって、一般的にその公開となると図書室にないとやっぱり見られないので、そういった意味合いもちょっとあって、こういった意見のほうにということなんです。

[発言する人あり]

○山本副議長 誰がやるんですか、これ。誰がやるんですか、こういう現状においてもできる取り組みとして、議会で使用した資料を収納するのを事務局の人が皆やってくれるという話なんです、これ。

○室井主査 そうです。

○山本副議長 とても何か……、そういうことなのですか。

○吉成委員長 今もだからやってもらっていますよね。

[「議員は管理しないじゃない」「見るだけ」「市民も見、閲覧する」と言う人あり]

○吉成委員長 今臨時職員が1人入ってきて、いつだったか全部整理しましたよね。

[「やりましたね、はい」と言う人あり]

○吉成委員長 図書室ね。

森本委員。

○森本委員 文章読んで持ったイメージというのは、本会議は本会議、例えば総務とか常任委員会とかは福祉教育常任委員会とかのそういう形で検索をかけられるようなファイルにファイリングという意味かなと思ったんです、アーカイブでまとめるというのが自分ではあるんですよね、アーカイブって。そういう意味では、そういうふうなのを私

はこの文章からイメージしたんですけれども、そういうことですよ。

○室井主査 今常任委員会の話も出たんですけれども、例えば委員会とかほかの委員会……

○森本委員 結局それぞれがまとめていったらばらばらにずっとあるんじゃないかと、検索の形として本会議のものはここに入っていますよ、委員会のはここに入っていますよ的な。

○山本副議長 ホームページがそうになっていますよね、本会議録、委員会録。それが紙でもってここに整理するんですか。すごく大変なんじゃないですか。

○森本委員 ただそういう意味です……

○山本副議長 そういうことをやるというんですか。すごいここだけ改善策が具体的なんで、いいのかなと、書いちゃって。今ホームページでとって使っている、やってくれば嬉しいけれども、ホームページもおくれているじゃないですか、今。

[発言する人あり]

○山本副議長 ここ余り具体的に書いてしまうと、本当にあと3年とか5年とかあふれちゃうんじゃないですか、図書室。だから、もうちょっと、何ていうんでしょう、部屋はないですよ、あれ以上ないのにどうするんですか。

[「多分将来的には電子化すると思います、そこは」と言う人あり]

○山本副議長 はい、電子化ね。

[発言する人あり]

○山本副議長 図書室については、とても曖昧なままあるにもかかわらず、この改善策が非常に私はひっかかったんです。いけないと言っているんじゃないかと、これをこういう形で書いちゃうと、何かその図書室の中が足りなくなるとかなっちゃうから、もう少しやる方向をぼかしたほうがいい。そういう言い方変なんですか、もうちょっと具体

的じゃなくて、紙で本当に残すのがいいのかという
ことも含めてこの部分だけは。

○吉成委員長 小平議事課長。

○小平議事課長 すみません、一言。

こちらにつきましては、室井のほうで考えてく
れた案でありまして、皆さんのお話し聞いたとこ
ろ、ちょっとなかなか難しい部分もありますので、
削除させていただきまして、先ほど言った新庁舎
建設とあわせて検討という文言だけ入れておけば
いいのかなと思いますけれども。そうしていただ
けますか。お願いします。

○吉成委員長 今、アドバイスということで。

石塚局長。

○石塚事務局長 まさに今課長が言ったとおりなん
ですけども、図書室のあり方とか図書室がどう
いうものだからって何もないんです。その中で検
証しようというのはなかなか難しいし、何を
もって充実だというのが何も基準がない中での検
証なので、この文言だけ見ますと、誰もがこれを
利用できるというのが一つにあります。今そうな
っているのというところをひとつ考えていただく
というのが一番だと思います。

2つ目は、充実に努めるという意味があります
ので、今の段階の中で充実しているのかどうなの
かというところの判断でいいと思います。

他市の議会の図書室を見ても、そんなに大きい
ところってないんです。先ほど来新庁舎の話がい
ろいろ出ていますけれども、じゃ、新庁舎、今の
庁舎でどこがだめなのかって、多分狭いというイ
メージをお持ちなんだと思います。狭いというの
と少ない。あそこにはソファが置いてありますの
で。そういう意味で調査研究に適しているのかと
いうのを多分疑問視されている部分もあるんじや
ないかなというのが一つあると思うんです。

新庁舎で議会のフロアを検討していく中で、図

書室をある程度大きくということで皆さん要望出
されていると思うんですけども、狭いんじゃない
かというイメージを持って今、ひとつ検証をさ
れていると思うんです。

今回、先ほど課長言ったように、室井主査のほ
うで改善策というふうに入れていただいたのは、
要は今の図書室の中で何の決まりもない中で資料
が入っているだけじゃないか、そこを一つの基準
としてこういう整理の仕方もあるのかなという
ところでひとつ提案として出させていただいたとい
うことなので、具体的に厳しいんじゃないかと
かというご意見があるのであれば、本当に先ほど課
長言いましたようにそれこそどうするかが今後の
課題であって、今後検討していきたいという部分
をちょっと載せていただきたいというふうに事務
局としては感じているところです。

○吉成委員長 今、それぞれアドバイスいただいた
わけですけども、じゃ、どうしますか、今後の
改善策としては、議会図書室については、新庁舎
建設を見据えて基準の検討を今後加えるとする
というような文章でよろしいですか。本当に何の基
準もないわけです、今現在。

○鈴木委員 基準というかあるべき姿だと思うん
ですけども、議会として。それを検討すると。そ
れを基準として検討していくということになると
思います。

○吉成委員長 だから具体的に基準ってしておかな
いと、広さであったり、じゃ、どういう書籍をそ
ろえるかとか、それからパソコン置いて検索……

○鈴木委員 機能って何ってことを整理したらいい
んじゃないかと。

○吉成委員長 今、鈴木委員のほうから機能とい
うような話が出ましたので、議会図書室については、
新庁舎建設にあわせてその機能の検討を加える
というような感じですか。

いいですか、そういう。ちょっと文章としてはもっと丁寧につくりたいと思います。じゃ、よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、続きまして、17条です。

広報広聴機能の充実ということになります。

これについては、那須塩原クラブ、公明クラブがB、ほかは全てA、それから管理についても1、1、それからあと3というふうになっています。

達成、完璧にしているかということではいざというところ……

これ、管理のほうの1ということについては、那須塩原クラブも公明クラブも同じだと思うんですが、前回の議会運営委員会主催による研修を7回やった中で、中村健先生のほうから広聴が先だろうという指摘を受けて、ここはこういうふうに変えたほうがいいんじゃないかという提案です。

〔「そうです」と言う人あり〕

○吉成委員長 全くうちも同じです。そうなるところが1になるわけです。変えるということになるのでこういう評価にしたということです。

〔「おっしゃるとおりです」「広聴が先になっている」と言う人あり〕

○吉成委員長 本当研修会ではそういう指摘を受けてもっともだなということで皆さん納得したと思うんです。それを具体的にとなるとここで文言の変更が必要になるんです。

どうでしょうか、この点について。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今おっしゃったのは、私全くそのとおりだと思います。ここでいうのは、言葉の訂正はしたほうがいいと思うんですけれども、内容、具体的にもっとこう聞くこととか取り組みを根本的に

に変えていく必要があるんじゃないかということに関して、そういう考え方でいくとそんなに大きく変えなくてもいいんじゃないかという意味ではAの3なんですけれども、そこの違いです。委員長が言っていた部分の広報広聴についてはそうだと思うので、それを言のであればBの1かなとは思っています。

○吉成委員長 山本議員。

○山本副議長 言われていることは全くだと思います。なんですけれども、これ第17条の条文そのものがきちんと広聴が先に書いてあるので、これ括弧の中は何ていうんですか。条文の見出しね。見出しを変える話をしているんですよね。しているんだと思うので、その管理の中の条文のそれも改正というふうに言うんですか。

〔「それも条例改正」「改正になりますよね」「全体が変わっちゃうの」と言う人あり〕

○山本副議長 わかりました。

○吉成委員長 じゃ、ちょっとまとめたいと思うんですが、管理については、じゃ、広聴広報と変えることでよろしいですか。ということは1でよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そして団体とかのほうをAかBか。

どうでしょうか。

森本委員。

○森本委員 たしかうちの那須塩原クラブでは、これBにした理由というのが、広聴の部分で、広報はやっているにしても広聴の部分をもう少し充実することが可能なんじゃないのかという意見からたしかBにしたかと思うんで、広聴広報両方を考えるとBでもいいのかなと。確かにかがやきさんのところに書いてあるように議会報告会とか議会だよりとかというところを一生懸命やっていると

いう部分もあるとは思いますが、広聴という部分でたしかBというふうにしたんだと思います。

○吉成委員長 そのようなご意見でBということですか。

いかがでしょうか。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 例えば議会報告会は当然両方なわけです。広聴も広報も含まれている。私も以前委員長をやらせていただいたときに、どうしても各会場に人数、市民の方々の参加が少ない、そこをどうしようかということさまざま工夫はしたつもりですが、それでもまだまだ少ないというのが現状です。それを考えると、両方とも完璧にAには、議会報告会でさえそうだと思うんです。

○山本副議長 Bに変えます。自分でそう書いてあるんだものね、そこにちゃんと付すべきだと。

○吉成委員長 じゃ、Bでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、Bの段階評価とさせていただきます。

そうなってくると、条文の改正を求める意見ということでいいですね、この広聴広報機能の充実に変更したほうがよいという意見でよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形にいたします。

それから、各会派の意見と、それから評価管理についてはどうでしょうか。これでいいんだと思うんですが。

よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは5分間休憩をとります。暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時17分

○吉成委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、18条です。

2のページについてであります。これについてはA評価のAの3ということで全ての会派が統一されていますので、Aの3とすることでよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それから、会派の意見もよろしいですね、これで。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 続きまして、19条の今度は議員定数です。議員定数関係ですが、これはまず、段階評価はA評価でよろしいですね。

続いての管理のほうですが、管理評価のほうは2と3ですね。那須塩原クラブは、意見として定数の検証を4年に1度行うべきだとかこういう意見が出されています。

○山本副議長 質問があります。

○吉成委員長 山本副議長。

○山本副議長 その4年に1度というのは、例えば改選の前に必ずやるとか、それとも改選した後にやるとか、何か具体的な意味があるんですか。

○吉成委員長 副委員長。

○相馬副委員長 具体的な時期については恐らく検討が必要なんだろうと思うんです。選挙の中間にやるのか、それとも改選になる前にやるのか、改選後すぐやるのかとかというその時期については、検討が必要なんだろうと思うんですけれども。

実はあるところで視察に来られたところがあって、そのときに、この条例文にこの定数に対して

どのように検証しているんですかという話になって聞かれたときに、うちのほうは4年に1回やっていますと実は言われて、うちは、25年のときに一旦今の定数に減らしてそれ以来やっていませんという話になったので、その意見を実は聞いていたので、そういう話を聞いていてよそは4年に1回やっているんだろと思ったものですから、4年に1回行うのが、変える変えないにしても今の定数がいいのかどうか……

○山本副議長 現状維持でもいいということも含めてね。

○相馬副委員長 そうです。もちろん、今の定数が適正かどうかというのは、4年に1回は検証、ここ検証と書いてあると思うんですけども、検証すべきではないかということであります。

時期については特別うちの意見としては、この時期にとかということは……

○山本副議長 それをここの19条に入れたほうがいいということなのかですか。

○相馬副委員長 いや、だから、条文は……、2なので、条文を改正せず、今後取り組みにするということなので。

○山本副議長 含むということですね。

○相馬副委員長 そうです、はい。

○山本副議長 それがいいかもしれないね。

○吉成委員長 どうでしょうか。

具体的に4年に1度は検証すべきじゃないかという意見を、もし今ここでそのまま採用ということであれば、やっぱり評価のほうは確かに2になるのかなという気はしますよね。

山本副議長。

○山本副議長 ここに書いてある4年に1度行うべきというのは、聞いて確かに検証をしていいと思うんですけども、この条文を見る限り、別にずっとこのままいくと書いてあるわけではないので、

管理は2じゃなくて3でいいとも思うんですけども。市政の現状と課題、将来の予測を考慮するものとするということなので、改正と検証というのは若干違うとは思うんですけども、つまり、そういうものに関して一応4年というような、内規みたいな形で決めておくということであれば、別に管理として今26人というのは別に多過ぎとも思わないので、私は。ですので、管理は3のままでこういう意見を付せばいいんじゃないでしょうかと思います。

○吉成委員長 そういう意見も出ています。

鈴木委員。

○鈴木委員 私のところはAの3なんですけれども、意見は今現在は適正な状態であると思っています。その上で、この上の文章を読んで、4年に1度という言葉が文章として入れるかどうかについてですけれども、機運が高まってきたら検証すればいいのかなと思うので、とりあえずやっぱり必要だと思います。いつもそういう目は持っている。ただ定期的にやるのではなくてもいいんじゃないかと思うので、山本議員に近くなってしまいますけれども、Aの3でいいんじゃないかと思います。

この4年に行うべきであるというのは条文の中では明記、そこまでしなくてもいいんじゃないかなという私の意見です。

○吉成委員長 副委員長。

○相馬副委員長 すみません、条文を変えるとは言っていない、1ではないんで、あくまでも2で達成に向けて取り組む、達成に向けての今後の取り組みを検討するということなので、4年に1度の定数に対する検証作業はしたほうがいいんじゃないかという意見で、していいんじゃないかじゃないです。なので、できればという意見なんです。

○鈴木委員 了解です。

○吉成委員長 ですから、これは2でも3でも、そ

こはこの意見がここに載せればいいということで
すよね。

ということなので、3でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、会派の意見、それから評価管
理についてはこのような形でいいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、続きまして、議会制度及び運
営の見直し、20条に入ります。

これについて、まず段階評価についてはAでよ
ろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そして、ここ管理評価については3
がほとんどですが、那須塩原クラブは21条、次の
今やっているこの検証作業ですが、21条と20条一
緒でいいんじゃないかというご意見になっていま
す。

〔「はい、そうです」と言う人あり〕

○吉成委員長 これ、確かに見直しとか検証という
ことでは20条、21条と言葉は似ているんですけれ
ども中身は全く違うんです。

20条に関していえば、議会の中でさまざまな今
我々の行うところについて、何とか協議会とか何
とか委員会とか、当然特別委員会もそうですけれ
ども、そういうものを必要に応じてつくりましょ
う、見直しましょうというところなんですよね。

それと、21条はこの条例自体の見直しをしまし
ようということなので違うんですね。

副委員長。

○相馬副委員長 わかりました。

今回の検証やってみるに当たって、条文を見直
すのと議員の行動を、いわゆる議会の制度が運営
を見直すのと今同時に一緒にやっているのが、今
やっているのがこの検証もそうだったもので、
だったらもう条文もこれ一緒にいいんじゃないか

という意見になったというところで、すみません、
最初にこの議会基本条例ができ上がったときに恐
らく皆いないので、ここは恐らくこの文章から受
ける、条例文から受けるニュアンスと、これから
受けるのは、いわゆる条立ては1本で項で定めれ
ば大丈夫なんじゃないのという、大丈夫というか、
そうすると20条にぴったりで、その点がたしか意
見だったような。これを別々の条立てに分ける必
要が果たしてどこなんだろうねというのがちょっ
と我々理解がなかなかできなかったというところ
であります。

○吉成委員長 ということなので、必要であるとい
うことでよろしいですか。

○相馬副委員長 わかりました。

○吉成委員長 じゃ、管理評価については3でよ
ろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、続きまして、21条も同じこと
になります。

じゃ、Aの3でよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 以上で、まず最初の検証作業は全て、
とりあえずは終わりましたけれども……

○山本副議長 意見のところは。

○吉成委員長 あ、ごめんなさい、意見やっていな
かった、すみません。21のところ。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 山本副議長。

○山本副議長 すみません、一番下に4年ごとに定
期的に見直しをしていくのがよいと書いてあるん
ですが、これは条文を変えろという意味ではなく
て、研修のときに議員さんが変わる最後、改選の
直前にちゃんと見直しをして次に渡すというのが
いいというのを研修受けましたよね。なので、私
も那須塩原市の条例の今回は大きなものは初めて

なので、中途半端なんだけれども、今後は最後の1年か最後の半年かわからないですが、改選の前
のときにやるということをやっぴり頭の中できち
っと決めておいたらいいんじゃないかと。そうす
ると新しい議員さんが入ってきたときに、前まで
やっていたものを検証しなおして教えてあげるこ
ともできるし、より具体的な現状に合うようにと
いうことで一番下に書いたものです。

2年ごとというのはちょっと大変過ぎて、4年
やれたからこそ見直しができるんじゃないかとい
うのが私の意見です。

○吉成委員長 副委員長。

○相馬副委員長 すみません、まず、最初のスター
トが5年ごとというイメージがあったんで、制定
から5年目にして見直していくという印象があっ
たので、5年に1回では、まず5年ごとではちょ
っといろんなものから、先ほど副議長が言ったよ
うなスパンからいってもおかしいんじゃないのか
など。だったら、検証をしました、次どうするか
ということになるので、2年ごとにやったらその
次どうするかの今後の改善策というのが、その改
選前の段階でできるんじゃないのという話も出て、
何か必要に応じてではなくて2年ごとというふう
にはっきり決めたほうがいいんじゃないかという、
そういうふうな意見ではあったんですが、確かに
今回の作業やっぴりやっぴり2年ごとは若干ちょっ
と大変かという印象はあります。

以上です。

[発言する人あり]

○吉成委員長 会派からの意見なので……

○山本副議長 あ、そうですね、個人ではないです
ね。時間もたっているし。

○吉成委員長 こういう意見もあったということで
載せていますので、それはそれでいいのかなと思
います。

よろしいですよ。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 で、すみません、今後の改善策のほ
うですよ、言うなれば。

○山本副議長 でも改善してはどうかという意見載
つけちゃったら3にしちゃったらおかしくないで
すか。いいんですか2でも。構わないか。条文を
変えるということを書いてしまったら、やっぴり
そこにこだわるんですかということを知りたい、
その会派は。

[「こだわらない」と言う人あり]

○山本副議長 こだわらないでしょう。だから、こ
このところ半分をこのまましないほうがいいんじ
ゃないかな。

各会派から意見のところに、条文の必要に応じ
て2年ごとと改める改善をしてはどうか、これ消
したんですか、これは消しておかないとまずく
ないですか。

[「それは消すと言った」と言う人あり]

○山本副議長 消していいんですか。

[「いや、そうじゃない……」「各会派か
らの意見だから……」「書いてあっても
いいじゃないですか」「これあくまでも
意見」と言う人あり]

○吉成委員長 意見だけれども、それで3というの
はいかがなものか……。

[発言する人あり]

○吉成委員長 確かに言われるとそうですね。

○山本副議長 というふう感じた。ごめんないさ
い、感じたということです。

○吉成委員長 森本委員。

○森本委員 意見があったけれども、議論の結果3
になりましたということでもいいんじゃないのかな
というふうに思います。意見があったことも消し
ちゃうと何も意見がなくて3になったというふう

になると思うんですけども、でも意見があったけれども3になったってちょっと意味が違うかなと思います。

〔「意見があったけれども、理解したからな、今」と言う人あり〕

○山本副議長 会派の人に説明はできるよということ。

〔「意見があったけれども、理解はしたんです」「いや、会派じゃない、市民だ」と言う人あり〕

○吉成委員長 そこも、ごもつともだと思うところもあるし、全体で3にしたんであればということもあるんで、なかなか難しいところではあるんですけども。

○山本副議長 解釈を間違っていたり理解度がなっていないから書いたものについてここでわかったんだしたら、あえていいのかなと言ったんです。

○鈴木委員 まるっきり誤解に基づく意見だとすると撤回したほうがいいんじゃないかというんだしたら撤回しても。

○山本副議長 ごめんなさいね、そのように感じたということですよ。

〔「全くの勘違いは皆削除したんだろう」と言う人あり〕

○山本副議長 というか、制定から5年ごとの見直しを言っていたわけじゃないんです。27年にやったから……

〔発言する人あり〕

○山本副議長 というふうになっているがというふうが、たまたまだただけであって、これは5年たったからやったというわけではなかったの、その意味でいうと、ここの文、私にはちょっとそぐわないかなということ、ごめんなさい。そういうふうにしたということ。どちらでも。

○吉成委員長 どうでしょうか。

○鈴木委員 削除するかどうかは会派の人が決めてくれれば。それはお任せしますけれども、どうでしょう。

〔発言する人あり〕

○鈴木委員 削除ね。

○吉成委員長 じゃ、こちらは削除ということで。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 今後の改善策というのが、管理評価が3で改善策として挙げてはどうかという話です、もう一つは。

佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、これ見直し時期、必要に応じてをもっと具体的にということ、そういう理解でよろしいですか。

○山本副議長 私は4年ごとにやったほうがいいと思うんだから、改選の前にやったほうがいいんじゃないかとそういう意見だということです。皆さんがどう思われるかは決めてくださればいい話です。

○佐藤委員 今は意見の段階ということですか。

○山本副議長 そうですね。

○吉成委員長 それらも含めて今後の改善策というところに、こういうふうな文言を入れているというふうになるんですけども。

ただ、やっぱり我々今回この作業をやっていて、かなり大変だということを1つ感じる。それから、検証作業はいかに大切かということ、皆感じていると思うんです。となると、ある程度ルーレ的なものはあってもいいのかなと。そこを何年に1回とかとするのか、必要に応じてとするのか、その辺だと思うんです、落としどころは。それなので、今後の改善策についてはこういう表現の仕方ということにいたします。

〔「今よりいいんじゃないですか」と言う

人あり]

○吉成委員長 いいですか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのようにさせていただきます。

じゃ、以上で、まず最初の検証作業は終わりました。

今後については、これを改めて皆さんにお配りしますから、それぞれまた意見、協議をしていたいてどうしてもというようなところがあれば、当然またそこは協議を行う、持たないといけませんので、そういう流れにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、(5)のその他で皆さんから何かありますか。

なければ事務局から5月11日の件お願いします。係長。

○関根議事調査係長 実はこの議会基本条例の検証につきまして、早稲田大学マニフェスト研究所の中村健先生と話す機会がありました。

先日4月21日に東京のフォーラムに実は参加させていただきました。フォーラムが終わった後でしたので15分程度の立ち話でしたけれども、今年度外部評価事業として予定しておりますというお話の中で少し打ち合わせをしました。

その中で、中村先生からは3ステップでの評価というふうなのがいいんじゃないかというふうなお話がありました。3ステップと申しますのは、今やっていただきましたとおりの、まず自己評価が1ステップだよ。次が、2ステップ目がその自己評価の整理検討です。3番目に外部評価というふうなお話を頂戴しました。

なぜ、今申し上げた2番目の自己評価の整理検討が必要かと申しますと、これは具体的に那須塩原市議会で行っています見直しについてじゃなく

て、一般論としてというふうな形でお話しいただきましたけれども、この評価、それから検証が議会基本条例から見た事務事業評価をやっているのか、条文そのものの見直し検証をやっているのか、そこら辺が入りまじるケースが多いと。まさしく今議論がありましたとおり、どういう基準で議論したのか、成果は何なのか、そこら辺がないと見方によってAだったりBだったりCだったりというものが大きくぶれるので、そこら辺の整理をしないと後から見たときになぜAになったのか、Bになったのか、Cになったのか、そこら辺がわかりにくいですよというお話がありましたので、まさしく中村健先生おっしゃるとおりきょうでとりあえず第1段階の評価が終わりましたので、それをもとに成果として外形的に評価できる基準があるものは設定して、それに対してクリアしているよ、クリアしていないよというふうな整理を1ステップ入れると、きっと見やすい評価になるのかなというお話なのかなというふうな理解でおるんですが、何しろ15分間の立ち話でしたので大した話ができない中で。

実は今週の金曜日、1時間ちょっとお時間を頂戴しまして、中村先生と打ち合わせを持つことになってございます。その中である程度今後の進め方なんかをお話ししてまいりたいと思っておりますので、その打ち合わせの結果をまたご報告させていただければと思っております。

以上でございます。

○吉成委員長 ありがとうございます。

外部評価やるということで皆さん賛同していただいているし、予算ももらっていますので、その中身についても中村健先生ということになっていきますから、打ち合わせをした段階でまた新たなアドバイスがある可能性があるわけです。そのアドバイスを11日に受けた段階でまたとりあえずは

評価やったわけですから。もう1ステップの評価が必要であるということであれば、それらも具体的にどういうふうな手法を用いたらいいかというのは、またその際に改めて皆さんに協議の結果とか相談の結果をお伝えした上で、今後のまた流れもそこで決めていきたいと思いますので、そのような形をとらせていただきますので、よろしくをお願いします。

—————◇—————

◎その他

○吉成委員長 （平成30年度議会運営委員会主催の研修会の実施について。）

○石塚事務局長 （市職員を講師とした研修会による議員力向上に向けた取組について。）

○吉成委員長 ありがとうございます。

やっぱり我々自身も自己研さんしていけば一番いいんでしょうけれども、やっぱり研修等がないとなかなかスキルアップにつながりませんので、そういった観点からいくと、内部外部問わずに研修というのは必要でしょうから。

まず、両方を組み立てるにしても我々議員サイドからこういった研修をぜひやってほしい、こういった講師を呼んでほしい、それを出した上で今度は事務局のほうから内部の講師として、例えば、じゃ、関根係長が中心となって財政についての研修会をやるとか、そういうふうな年間スケジュールがそれで初めて立つんだと思いますので、ぜひ皆さんのほうから積極的に研修の内容についての提案をお願いしたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのほか、その他ありませんか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 よろしいですね。

今後の議運の日程につきましては、当然6月議会ありますので、既にもう議運は次回が25日ということで決まっていますので、25日には中村健先生との打ち合わせの内容について皆さんにご報告ができると思いますので、その際に改めてご報告はさせていただきたいと思います。

ほか、よろしいですか。

〔「10時でよろしいのでしたっけ」と言う人あり〕

○吉成委員長 10時です。協議会はありません。

〔「協議会はないということですね」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

—————◇—————

◎閉会の宣告

○吉成委員長 それでは、長時間にわたってきょうは議運開かせていただきました。

執行部のほうの説明も11条に関する意見も聞いて、この場で決定も見ることができました。

あすの朝、この議運の研修を深めながらレベルアップに努めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

本日は大変にご苦労さまでした。

閉会 午後 4時47分